

「地域とつなぐ 関係創出事業にかかる業務委託」公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「地域とつなぐ 関係創出事業にかかる業務委託」の契約相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名称

関係人口創出・拡大事業にかかる業務

(2) 業務内容

別紙「地域とつなぐ 関係創出事業にかかる業務委託プロポーザル仕様書（以下、「公募仕様書」という。）」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

令和5年

3. 見積上限額

2,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

4. 実施形式

公募型プロポーザル形式

5. スケジュール

令和5年4月26日（水）：公募開始（ホームページ）

令和5年5月2日（火）12時：質問提出〆切

令和5年5月9日（火）：質問回答予定（ホームページ）

令和5年5月15日（月）15時：参加申込〆切

令和5年5月17日（水）：参加資格審査通知送付予定

令和5年5月31日（水）15時：企画提案書等の提出〆切

令和5年6月6日（火）：プレゼンテーション審査実施予定

令和5年6月14日（水）：プレゼンテーション審査結果通知送付予定

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。なお、公告日から優先交渉業者決定までの期間中に(1)～(7)のいずれかに該当しないことが明らかになった場合は失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示第1号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名保留（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。なお、公募開始の日から、結果通知の日までの間に上記に該当する場合は、参加資格を失うものとする。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税、岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 関係人口や移住の拡大創出に資する業務，または同様の業務を実施した実績があること。
- (7) 実施運営にあたり，津山市産業経済部仕事・移住支援室（以下「仕事・移住支援室」という。）と，業務期間中に実施方針や運営内容について十分な協議ができること（オンラインでの協議を含める。）。

7. 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書兼意見書（様式第6号）により，ファクシミリで提出すること。

ファクシミリ以外の方法による質問は受付しない。

- (2) 提出期限 令和5年5月 2日（火）12時まで（必着）
- (3) 提出場所 津山市産業経済部仕事・移住支援室のファクシミリ
FAX番号 0868-22-9647
- (4) 回答方法 津山市のホームページにて公表
津山市ホームページ <https://www.city.tsuyama.lg.jp/>
- (5) 回答日時 令和5年5月 9日（火）予定

8. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は，本実施要領，公募仕様書及び津山市契約規則，他の関係諸法令を理解・遵守の上で，次の書類を提出すること。なお，オ，カについては原本に限る。

ア 参加申込書 兼 誓約書（様式第1号）

イ 業務実績等提出書（様式第2号）

ウ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

エ 国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書）の写し

● 法人＝法人税，消費税及び地方消費税，源泉所得税及び復興特別所得税

● 個人＝申告所得税，消費税及び地方消費税，源泉所得税及び復興特別所得税

【納税証明書の種類：その3】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税（個人の場合は『源泉所得税』）」と記載し請求。

※納税証明書の種類「その3の2」や「その3の3」では，源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。

オ 岡山県税に係る納税証明書

※滞納がないことの証明書

※岡山県発行の県税等納税証明書（岡山県に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）

カ 市町村税に係る納税証明書

※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書

※津山市の場合は「滞納がないことの証明書」又は「完納証明書」

キ 商業・法人登記の現在事項全部証明書（法人の場合）の写し

ク 身分証明書又はその写し（個人の場合）

ケ 財務諸表の写し（直近1事業年度の決算書類）

● 法人＝貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の写し

● 個人＝青色申告書の写し又は確定申告書の写し（決算資料を含む）

コ 印鑑登録証明書又はその写し

サ 委任状（必要に応じて提出すること。様式第7号）

【注意事項】

● 官公署等の証明書類は、申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

● 本市の令和3・4年度物品等指定業者として登録されている提案者は、ウ～コの提出は不要とする（ただし、カは津山市分に限る）。

(2) 提出期間

令和5年5月15日（月）15時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市産業経済部仕事・移住支援室

〒708-0022 岡山県津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内

TEL 0868-24-3633 FAX 0868-22-9647

(5) 参加承認

ファクシミリ及び郵送にて、令和5年5月17日（水）に参加の可否を送付予定。

9. 企画提案書提出期日及び作成方法

(1) 提出期限 令和5年5月31日（水）15時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出部数

6部（正本1部・副本5部）

(4) 提出場所

津山市産業経済部仕事・移住支援室

〒708-0022 岡山県津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内

TEL 0868-24-3633 FAX 0868-22-9647

(5) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

以下の項目について記載すること。なお、用紙のサイズはA4（縦・横どちらでも可）とし、様式は任意とする。

- i 地域とつなぐ 関係創出事業の企画及び運営概要
事業概要（テーマ，実施内容，工夫），参加者募集方法，実施体制等を提案すること。
 - ii 協議体制
仕事・移住支援室との協議体制について記載すること。
 - iii スケジュール計画
業務期間のスケジュールについて，一連の業務の流れが分かるように記載すること。
- イ 見積書（様式第5号）
様式第5号と合わせて，見積内訳書も添付すること。見積内訳書の用紙サイズはA4縦とし，様式は任意とする。

10. プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 実施日及び場所（予定）

日時 令和5年6月6日（火） 午後1時30分開始

場所 津山圏域雇用労働センター2階特別室

(2) 実施時間

- ・提案者説明 20分（厳守）
- ・質疑 10分程度

11. 審査方法

公募型プロポーザル方式により選考する。

- (1) 「地域とつなぐ 関係創出事業にかかる業務委託事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、審査事項に基づき最優秀提案者（優先交渉権者）を決定する。
- (2) 選考方式は、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査（審査基準に関する提案内容）とし、審査会委員が各自評価・採点する。
- (3) 審査会委員の評価点の合計が最低基準（満点（200点×評価者数）の6割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを最優秀提案者として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が最低基準以上となる場合は候補事業者となる。
- (4) 評価点の最も高い者が同点で複数となった場合は、審査基準に示す項目のうち「③ 実施内容」の評価点が最も高いものを最優秀提案者とする。
- (5) 選考の結果、適切な最優秀提案者がいない場合又は応募者がいない場合は、最優秀提案者なしとした上で再募集する。

12. 審査基準及び配点

本プロポーザルは 別表に基づき審査する。

13. 審査結果

審査の結果については，以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法

審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期

審査結果通知 令和5年6月14日(水) 予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

14. 契約

最優秀提案者と協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。

なお、協議により最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

15. 情報公開

審査の結果については、津山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

16. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1団体・組織につき1案とする。

17. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提案に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 見積上限額を超えた見積の場合
- キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、津山市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18. 問合せ先

津山市産業経済部仕事・移住支援室（担当：三宅）

〒708-0022 岡山県津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内

TEL 0868-24-3633 FAX 0868-22-9647